

契約書別紙 兼 重要事項説明書

1 事業の目的

この事業は、介護保険法の理念に基づき、病気や怪我などにより、家庭において寝たきりやそれに準じる状態にある要介護者、要支援者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所により入浴、食事などの各種サービスを提供することによって、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。

2 運営の方針

- ① 通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス事業は、特別養護老人ホームはまゆうの併設として位置付け、人事・財務物品等の管理については、管理者の責任において実施することとします。
- ② ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、サービスを提供するものとします。
- ③ 各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者及び地域住民等との連携を図り、効果的なサービスの提供に努めるものとします。
- ④ 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整えるものとします。
- ⑤ ご利用者が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める事とします。

3 事業所の名称等

事業を実施する事業所の名称及び所在地等は次の通りとなります。

事業所名	老人デイサービスセンターはまゆう	法人名	社会福祉法人 更生慈仁会
所在地	新潟市西区上新栄町1丁目2番12号	電話番号	025-260-9555
県指定年月日	平成11年12月15日 (番号1570100857)		

4 職員の職種及び職務の内容

はまゆうは管理者及び職員を次の通り配置し、職務内容を次の通り定めます。

- ① 管理者（常勤兼務1名）
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有するものとします。
 - ・管理者は、所属職員を指揮監督、関係機関との連携調整、設備・備品の管理等適切に事業を実施できるよう統括します。
- ② 生活相談員（2人以上 兼務可）
 - ・それぞれの利用者に応じた通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対して、その内容等について説明を行います。
 - ・通所介護計画及び介護予防通所介護計画に従ってサービスを提供するにあたり、利用者の状態、問題点等を的確に把握し、適切な把握ができるように他職員に周知徹底するとともに受け入れに関する調整を行います。
- ③ 看護職員（2人以上 兼務可）
 - ・看護師又は准看護師の資格を有する者とします。
 - ・主として利用者の健康管理の業務に当たります。
 - ・利用者の介護に関して家族に対して医療面での指導、介護職員に対して医療面での配慮等の指導を行います。
- ④ 介護職員（6人以上 兼務可）
 - ・作成された受け入れ計画に従い、利用者の介護を行います。

- ⑤ 機能訓練指導員（2人以上 兼務可）
・他の職員と協議の上、利用者の日常生活やレクリエーション・行事を通じて、機能訓練計画の立案、実施、評価等を担当します。

5 営業日及び営業時間

- ① 営業日 日曜日と元旦、1/2以外の毎日
- ② 営業時間 8時00分から17時00分
- ③ サービス提供時間 8時30分から16時15分
※サービス提供時間とは、利用者を事業所に迎えて送り出すまでの間です。
※利用者の都合により、サービス提供時間4時間以上7時間未満を選択することも可能です。

6 利用定員

利用定員は30名とします。

7 通所介護及び介護予防通所介護の内容

提供するサービスの内容は次の通りとします。

- ① 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成
- ② 提供するサービスの種類
 1. 食事
 2. 健康チェック
 3. 入浴
 4. 送迎
 5. 機能訓練（レクリエーション含む）
 6. 排泄
 7. 相談・助言
 8. 配食
 9. その他通所介護に必要な事項

8 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供方法

通所介護サービスの提供及び介護予防通所介護相当サービスについては、次の方法によるものとします。

- ① 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成は、当事業所の生活相談員が行います。
- ② 通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスの提供に際しては、次の事項に留意・配慮します。
 1. 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成
 - ア 利用者及びその家族に面接し、当該サービス内容及び費用について説明し、同意を得ます。併せて、利用者の能力や既に受けている指定居宅サービス等の評価を通じて、利用者が抱える問題点を明らかにし、自立した生活が営めるように支援する上での課題を把握します。面接に当たっては、その趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。
 - イ 利用者の心身の状況、利用者又はその家族の希望を踏まえて、機能訓練、レクリエーション等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を盛り込んで計画を作成します。
 - ウ 既に居宅サービス計画、介護予防サービス計画が作成されている場合には、その計画の内容に沿って計画を作成します。
 - エ 計画作成後、利用者又はその家族にその内容について説明します。

2. 通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスの提供
 - ア 通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、機能訓練等利用者が自立した日常生活を営むために必要な援助を提供します。
 - イ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって提供にあたります。
 - ウ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。
 - エ 認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスができるよう体制を整えます。
3. その他留意事項
 - ア 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
 - イ 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - ウ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。

9 利用料その他の費用の額

- ① 通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料の1割を本人負担額とします。

1. 介護予防通所介護相当サービス 基本料金

事業対象者・要支援1	月3回まで	436単位/日	月4回以上	1798単位/月
要支援2	月7回まで	447単位/日	月8回以上	3621単位/月

2. 通所介護 基本料金 (通常規模型)

【4時間以上5時間未満】

要介護1	388単位/日
要介護2	444単位/日
要介護3	502単位/日
要介護4	560単位/日
要介護5	617単位/日

【5時間以上6時間未満】

要介護1	570単位/日
要介護2	673単位/日
要介護3	777単位/日
要介護4	880単位/日
要介護5	984単位/日

【6時間以上7時間未満】

要介護1	584単位/日
要介護2	689単位/日
要介護3	796単位/日
要介護4	901単位/日
要介護5	1008単位/日

【7時間以上8時間未満】

要介護1	658単位/日
要介護2	777単位/日
要介護3	900単位/日
要介護4	1023単位/日
要介護5	1148単位/日

3. 緊急のため、やむを得ず要介護・要支援認定結果ができる前にサービスを受け、その後自立と判定された場合、利用者負担金を一日9,160円とします。

内訳：基本料金（7,800円）＋昼食代（850円）＋入浴料（510円）

※基本料金は要介護2相当の設定とする

※短時間のご利用をされた場合でも通常利用の料金を全額負担とする

※昼食代・入浴料については、サービスが実施された場合に徴収

※昼食代には、おやつ代150円を含む

②その他の利用者負担金

1. 介護予防通所介護相当サービス加算内容

通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1 要支援1	88単位/月
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2 要支援2	176単位/月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/月
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/月
生活機能向上グループ活動加算	100単位/月
一体的サービス提供加算	480単位/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護予防通所介護合計(1ヶ月分)×0.092

2. 通所介護加算内容

サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76単位/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/日
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/日
入浴加算(Ⅰ)	40単位/日
入浴加算(Ⅱ)	55単位/日
若年性認知症受入加算	60単位/日
科学的介護推進体制加算	40単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	通所介護合計(1ヶ月分)×0.092

(1単位=10.14円(地域区分：7級地)物価等により国に定められたものです)

※ 加算については実施した内容のみ、算定の対象となります。

※ 『サービス提供体制強化加算Ⅰ』『介護職員等処遇改善加算Ⅰ』については、デイサービスを利用される方全員が算定の対象となります。

※ 『サービス提供体制強化加算Ⅰ』『介護職員等処遇改善加算Ⅰ』については、区分支給限度基準額に含まれません。

3. その他

食材料費（昼食代）	850円／1食 ※おやつ代150円を含む
食材料費（夕食代）	580円／1食 ※延長利用時に希望の場合
紙パンツ	150円
紙オムツ	120円
尿とりパット（大）	50円
尿とりパット（小）	30円
延長利用時料金	1000円／30分
キャンセル料	850円 ※サービス利用日当日8時30分までに連絡がない場合に徴収
行事食・イベント時のおやつ	実費
日用品等（日常生活上で必要な身の回り品など）で利用者負担が適当と認められるもの	マスク等 実費

③利用者負担金の納入については、下記のいずれかの方法にレ点を入れて下さい。
 なお、口座引き落としの場合の手数料（100円）は、利用者の負担となります。

【利用者負担金納入方法】

指定口座からの引き落とし 現金払い

- ※ 延長利用のご案内：介護保険外のサービスとして16：15以降2時間程度の延長を、有料でご利用頂けます。料金は30分1000円。夕食をご希望の方は580円で提供可能です。お迎えは、原則としてご家族でお願い致します。難しい場合はご相談下さい。お申し込みは準備の都合上、1週間前までをお願い致します。
- ※ 利用者負担金について詳しくご確認されたい時は、生活相談員又は担当の介護支援専門員にご相談下さい。
- ※ 介護保険外のサービスを希望される場合は、関係機関と調整の上、必要に応じたサービスを提供致します。尚、介護保険外のサービスを提供した場合の料金は、9の1.の③と同額料金一日9,160円となります。

④キャンセル料

- ・当日午前8時から午前8時30分までにご連絡を頂ければ、キャンセル料は発生致しません。
- ・午前8時30分以降のキャンセルについては、昼食代850円を頂きます。
- ・体調の変化などでサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めにご連絡下さい。

10 通常の事業の実施地域

通常事業を実施する地域は次の通りとします。
 新潟市西区・中央区

11 サービス利用に当たっての留意事項

サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意していただきます。

- ① サービスの利用にあたり、他利用者・職員等と協力的に取り組むこと。
- ② いちじるしく施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- ③ サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
- ④ サービス利用日の朝の体調をサービスの利用に先立って担当職員へ報告すること。
- ⑤ サービスの利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- ⑥ サービスの利用にあたり、持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載する等して注意すること。
- ⑦ 利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化により、実際の通所介護の提供が通所

介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定します。

1.2 緊急時における対応方法

- ① 職員は、サービスの実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者家族または主治医に連絡し、救急搬送等適切な処置を行うこととします。
- ② 職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者に報告します。

1.3 非常災害対策

- ① 防火管理者は、事前災害、火災その他の防火対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に期します。
- ② 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施します。
- ③ 非常災害時（地震・火災・風水害）等は、別途定める運営計画・各避難計画に則った対応を行います。

1.4 従業者の勤務体制

	1日あたりの勤務人数	兼務有無	業務内容
管理者	1名	有	サービス管理全般
生活相談員	1名以上	有	生活上の相談等
機能訓練指導員	1名以上	有	リハビリテーション
看護師	1名以上	有	医療、健康管理業務等
介護職員	4名以上	有	日常介護業務等

1.5 事故発生時の対応

- サービス提供時事故が発生した場合は、利用者に対し、次の措置を講じます。
- ① 速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置講じます。
 - ② 賠償すべき事故の場合は、損害の賠償を速やかに行います。

1.6 苦情処理の体制

- ① はまゆうは、はまゆうの提供した居宅介護サービス及びはまゆうが作成した居宅サービス計画に基づき提供された居宅サービスについての苦情を受けるための窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

【苦情申し出窓口】

苦情解決責任者

施設管理者

古俣 健

連絡先

025-260-9555 (代表)

相談・苦情受付担当者

生活相談員

相崎 誠

連絡先

025-260-9555 (代表)

社会福祉法人更生慈仁会第三者委員

笹木 百合子 (笹木社会福祉士事務所代表)

連絡先

025-269-1159

同

砂井 一哉 (社会福祉法人更生慈仁会評議員)

連絡先

0256-88-5633

新潟市役所介護保険課

連絡先

025-226-1273

新潟県国民健康保険団体連合会

連絡先

025-285-3022

② 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、はまゆう及びサービス事業者は一切、不利益な取り扱いをいたしません。

③ はまゆうは、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。(電話 025-285-3072)

1.7 虐待防止に向けた体制等

① はまゆうは、虐待防止検討委員会を設けます。その責任者は管理者とします。

② 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行います。

③ 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講します。

④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

1.8 第三者評価の実施状況

実施なし

1.9 その他

① デイサービスご利用者間での物品・金銭・食べ物等のやり取りや貸し借りはご遠慮下さい。

② デイサービスご利用者に対する政治活動、宗教活動及び物品販売はご遠慮下さい。

③ 送迎範囲は原則新潟市西区となっております。尚、家族送迎については地域を限りません。

※ 今後行われる介護報酬改定時は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額を都度適用致します。尚、改定後の報酬額はその都度お伝え致しますが、再度契約の取り直しはしないこととさせて頂きます。

サービスの提供に先立ち、上記のとおり説明致します。

年 月 日

(事業者) 所在地：新潟市西区上新栄町1丁目2番12号

事業者名：老人デイサービスセンター はまゆう

代表者職・氏名： 理事長 長谷川 まこと 印

(事業責任者 施設長 古俣 健)

説明者職・氏名： 生活相談員 印

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

上記契約の証として本契約書を2通作成し、利用者及び事業者記名押印の上、それぞれ1部ずつを保管することとします。

(利用者) ご住所 _____

お名前 _____ 印

電話番号 _____ () _____

(身元引受人) ご住所 _____

お名前 _____ 印

電話番号 _____ () _____

(代理人) ご住所 _____

お名前 _____ 印

(利用者との関係) _____

電話番号 _____ () _____